

大田区告示第 号

入 札 公 告

大田区立東調布中学校及び仮称東調布中学校併設図書館改築その他工事（Ⅰ期）について、制限付一般競争入札を行うため、大田区建設工事等電子入札実施要綱（平成18年3月31日付け経経発第594号。以下「要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年8月24日

大田区長 鈴木 晶 雅

1 競争入札に付する事項

（１） 業 種 建築工事

（２） 工事件名 大田区立東調布中学校及び仮称東調布中学校併設図書館改築その他工事（Ⅰ期）

（３） 工事場所 大田区田園調布南29番

（４） 工事概要

ア 校舎改築工事

イ 擁壁取壊し工事

ウ アに伴う外構工事

（５） 工 期 契約締結の有効の日から令和11年6月29日まで

（６） 予定価格 事後公表

（７） 前 払 金 適用対象

（８） 中間前払金 適用対象

（９） 入札方法 自主的に結成された共同企業体による制限付一般競争入札

（10） 本案件は大田区企画経営部発注工事における労務費補正の対象工事である。

- (11) 本案件は、「大田区企画経営部工事における情報共有システム試行運用要領」の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる（１）から（15）までの全部に該当し、かつ、３の方法により入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (１) 共同企業体の条件として第一順位は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下、「電子調達サービス」という。)の建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載され、業種『建築工事』の共同格付が、一般競争入札参加資格確認申請書の提出（以下「希望申請」という。）時にAランク、共同順位100位以内であること。
- (２) 第二順位は、電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載され、業種『建築工事』の共同格付が、希望申請時にAランクの区内又は準区内業者であること。
- (３) 第三順位は、電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載され、業種『建築工事』の共同格付が、希望申請時にAランク又はBランクの区内又は準区内業者であること。
- (４) 第一順位から第三順位の構成員の中で、準区内業者は最大１社とする。
- (５) 出資割合は、第一順位60%以上70%以下、第二順位20%以上30%以下、第三順位10%とし、第一順位、第二順位ともに10%単位で任意の比率とする。
- (６) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していないこと。

- (7) 準区内業者とは、大田区における競争入札に係る準区内業者の認定基準(平成27年7月29日付け27総経発第10517号)に基づき認定を可としているものに限る。
- (8) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年12月19日付け総経発第11201号)による指名停止期間中でないこと。
- (9) 経営不振の状態(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続を行ったとき。)にないこと。
- (10) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (11) 第一順位は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間に、官公庁発注延床面積5,000㎡以上の新築または改築の契約実績を有すること。ただし、契約実績は履行が既に終了しているものに限る。
- (12) 第二順位及び第三順位は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間に、大田区経理管財課発注建築工事の契約実績を有すること。ただし、契約実績は履行がすでに終了しているものに限る。
- (13) 建設業法に従い、当該工事に現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を配置できること。ただし、現場代理人と監理技術者、主任技術者又は監理技術者補佐はこれを兼ねることができる。また、現場代理人、監理技術者、主任技術者又は監理技術者補佐は入札参加申請日の日以前に3か月以上の雇用関係を有する者であること。

- (14) 電子調達サービスの「建設工事等入札参加資格申請の手引き」に定義するところの関係会社が同時に申し込みをしていないこと。
- (15) (1) から (14) までに掲げるもののほか、法令を遵守しないなどの不適切又は不誠実な行為がある者ではないこと。

3 競争入札に参加する資格の審査

- (1) この入札に参加を希望する者は、自主的に結成された共同企業体とし、電子調達サービスを通じて希望申請を行い、この入札に参加する資格があることの審査を受けなければならない。

(2) 希望申請に伴う資料の提出

ア 協定書の写し

イ 委任状の写し（復代理人を選任する場合は復代理人用委任状も含む）

ウ 配置予定技術者調書（J V）

エ 契約実績を有する事実を示す契約書等の写し

オ 各配置予定技術者の保有資格を証明する書類（国家資格に限る。）

カ 各技術者の雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等）

上記資料を電子調達サービス又は F A X 等により提出しなければならない。F A X の場合の送信先は、経理管財課契約担当宛て F A X 番号 5744－1508 とする。提出のない申請は無効とする。なお委任状の原本は入札日の前日までに経理管財課契約担当に提出すること。

(3) 希望申請期間

令和 8 年 8 月 24 日（月）午前 9 時から令和 8 年 9 月 4 日（金）午

後 4 時までの間。ただし、電子調達サービス利用制限日時を除く。

(4) 入札参加資格の通知

審査の結果は、希望申請を行ったときから令和 8 年 9 月 7 日（月）までの間に、電子調達サービスの一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「通知書」という。）により、入札参加資格の有無を通知する。

4 契約約款等の閲覧

契約書は大田区所定の工事請負契約書を使用し、その契約約款及び大田区における契約に関する特約を希望申請期間中に経理管財課カウンターにて閲覧に供する。

5 設計図書の配付

(1) 設計図書は通知書とともに電子調達サービスで送信する（図面については別途配付する。）。なお、返却は不要とする。

(2) 設計図書を受領しないものは入札に参加することができない。

(3) 本案件についての現場説明は行わない。

6 入札期間及び方法等

(1) 通知書及び設計図書受領の日から令和 8 年 10 月 19 日（月）

午後 4 時までの間。ただし、電子調達サービス利用制限日時を除く。

(2) 電子調達サービスによる（郵送による入札は認めない。）。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る納税義務者であるか否かにかかわらず、その見積もった金額の 110 分の 100 に

相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 工事費内訳書を提出すること。提出方法は、電子調達サービスの入札書提出画面にて、入札金額の内訳を登録することによる。ただし、再入札の場合は、この限りでない。
- (5) 入札執行回数の限度は、初度の入札及び再度の入札を合わせて2回とする。
- (6) この入札には最低制限価格を設定する。なお、開札した場合において、最低制限価格より低い価格で入札をした者については再入札に参加できない。
- (7) この入札には、大田区「大田区競争入札取扱要領」（平成27年4月1日付け26総経発第11374号。以下「入札取扱要領」という。）を準用する。

7 入札の取りやめ

この入札において、入札参加者に談合その他不穏な動きがあり、又はその疑いがある場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

8 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があったとき
- (2) 虚偽の申出を行った者がした入札
- (3) この入札に参加する資格があると確認された者であって、入札時点において2に掲げる資格要件が一つ以上欠けた者がした入札
- (4) 工事費内訳書の提出がない場合又は指定した内容と異なる場合

(5) その他、入札取扱要領に違反した入札

9 開札日時等

(1) 令和8年10月20日(火) 午前9時

(2) 電子調達サービスによる。

10 落札者

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者には電子調達サービスにより、開札日時以降に通知する。通知を受けたものは、速やかに経理管財課契約担当宛てに来庁すること。ただし、落札者とされた者が8に掲げる行為を行った場合には、その落札を無効とする。

11 入札経過調書

入札経過調書は入札終了後、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札情報サービスにおいて閲覧に供する。

12 入札保証金

大田区契約事務規則第12条第2項に該当する場合は免除とする。

13 契約保証等

契約金額の100分の10相当額の工事履行保証を措置すること。

14 契約書の作成及び契約の確定

この契約は大田区議会の議決により成立し、大田区及び落札者の両者が契約書に記名押印したときに確定する。なお、契約書を電磁的記録にて作成する場合には、大田区及び落札者の両者が電子署名を付与したときに確定する。

15 この公告についての問合せ先

大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所本庁舎9階

総務部経理管財課契約担当

電話5744－1162